

表1 建築物

新制度区分		建築基準法施行令	対象用途	対象規模等(注記:1) (下記のいずれか一つに該当するもの)	報告期間(※4)	
種	号				初回	2回目
一種	1号	令第16条第1項第1号及び第2号	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場は除く。)、公会堂又は集会場	<ul style="list-style-type: none"> 当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にある場合 当該用途の床面積(客席部分)が200平方メートル以上の場合 主階が1階にない場合(劇場、映画館、演芸場に限り。) 当該用途(100平方メートル超の部分)が地階にある場合 	H31.6.1～H31.10.31	H34.6.1～H34.10.31 (以後3年毎)
	2号	令第16条第1項第3号	ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> 当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にある場合 2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上の場合 当該用途(100平方メートル超の部分)が地階にある場合 		
	3号	令第16条第1項第4号	体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツ練習場(注記:2)	<ul style="list-style-type: none"> 当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にある場合 当該用途の床面積が2,000平方メートル以上の場合 		
二種	1号	令第16条第1項第3号	病院又は診療所 (患者の収容施設があるものに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> 当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にある場合 2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上の場合(※3) 当該用途(100平方メートル超の部分)が地階にある場合 	H29.6.1～H29.10.31	H32.6.1～H32.10.31 (以後3年毎)
	2号	令第16条第1項第3号	就寝用途の児童福祉施設等(表3参照)、共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)又は寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム等に限る。)			
三種	1号	令第16条第1項第5号	物販販売業を営む店舗、百貨店、マーケット又は展示場	<ul style="list-style-type: none"> 当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にある場合 2階にある当該用途の床面積が500平方メートル以上の場合 当該用途の床面積が3,000平方メートル以上の場合 当該用途(100平方メートル超の部分)が地階にある場合 	H30.6.1～H30.10.31	H33.6.1～H33.10.31 (以後3年毎)
	2号	令第16条第1項第5号	料理店又は飲食店			
	3号	令第16条第1項第5号	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場又は待合			

表2 建築設備等及び準用工作物

新制度区分		建築基準法施行令	対象用途	対象規模等 (当該用途がいずれかに該当するもの)	報告期間(注記:4)	
種	号				初回	2回目
建築物区分に 準ずる		令第16条第3項第2号	防火設備 (表に該当する建築物に設けるもの)	・建築基準法により設置が義務付けられているもの ただし、外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く	H28.6.1～H30.10.31	H31.6.1～H31.10.31 (以後1年毎)
	二種	3号	防火設備 (上記以外で表1の二種の用途のうち床面積 200平方メートル以上の建築物に設けるもの)			
昇降機等		令第16条第3項第1号	エレベーター、エスカレーター (建築物に設けるもの)	・建築基準法施行令第129条の3第1項第1号及び第2号に規定するもの	H28.6.1～H29.3.31	H29.4.1～H30.3.31 (以後1年毎)
		令第16条第3項第1号	小荷物専用昇降機 (建築物に設けるもの)	・建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定するもの	H28.6.1～H31.3.31	H31.4.1～H32.3.31 (以後1年毎)
準用工作物		令第138条の3	観光用エレベーター、観光用エスカレーター 又は遊戯施設(建築基準法施行令第138条 第2項に規定するもの)	—	H28.6.1～H29.3.31	H29.4.1～H30.3.31 (以後1年毎)

表3 就寝用途の児童福祉施設等に該当するもの

・助産施設、乳児院、障がい児入所施設、助産所、母子保健施設	・老人短期入所施設 (小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)
・盲導犬訓練施設、救護施設、更正施設	
・障がい福祉サービス	・老人短期入所施設に類するもの
(自立訓練又は就労移行支援を行う事業所に限る。)を行う事業所(注記:5)	(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター等)
・障がい者支援施設、福祉ホーム	・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム

注記:1 当該用途が避難階のみに供するものは除く。

注記:2 学校に附属するものを除く。

注記:3 病院、診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

注記:4 建築基準法の規定により検査済証(新築又は改築(一部の改築は除く。))の交付を受けた場合は、その直後の報告時期を除く。(別記「報告期間早見表」参照)

注記:5 利用者の就寝の用に供するものに限る。